

常務理事	事務長	部長	課長	係長	主任	係

--	--	--

健康保険 任意継続被保険者 資格取得申出書

被保険者氏名	<small>(フリガナ)</small>		⑩	性別	被保険者の生年月日
	<small>(氏)</small>	<small>(名)</small>		男 ・ 女	
被保険者住所	<small>郵便番号</small>				
	<small>(フリガナ)</small>		都道府県	電話番号	
勤務していた 事業所名称等	事業所名称				
	事業所所在地				
	資格喪失年月日 (退職日の翌日)		被保険者証の記号番号		
<input type="checkbox"/> 毎月納付 <input type="checkbox"/> 6カ月前納 <small>(ア)4月分～9月分まで (イ)10月分～翌年3月分まで</small> <input type="checkbox"/> 12カ月前納 <small>4月分から翌年3月分まで</small>					
<small>※1 「6カ月前納」および「12カ月前納」を希望された場合、原則資格取得年月日(上記資格喪失年月日)の属する月の月末までに前納保険料を納付していただく必要があります。</small> <small>※2 年度の途中で任意継続被保険者となった方は、資格を取得した日の属する月の翌月分～9月分または3月分までを納めることができます。</small>					

健康保険 被扶養者【資格取得時】

- ・任意継続被保険者の資格取得時に、被扶養者となられる方について記入してください。
- ・資格取得日の翌日以降に被扶養者となられる方は、別途「被扶養者(異動)届」を提出してください。

被扶養者欄	被扶養者氏名		性別	被扶養者の生年月日	続柄	職業	年間収入	同居別居の別
		<small>(フリガナ)</small>	<small>(氏)</small>	男 ・ 女				
	<small>(フリガナ)</small>	<small>(氏)</small>	男 ・ 女					同居 ・ 別居
	<small>(フリガナ)</small>	<small>(氏)</small>	男 ・ 女					同居 ・ 別居
	<small>(フリガナ)</small>	<small>(氏)</small>	男 ・ 女					同居 ・ 別居

上記の事実と相違ありません。 資格取得申出者氏名 ⑩

社会保険労務士の提出代行者名記載欄	
	⑩

／ 受付日付印 \

「健康保険 任意継続被保険者 資格取得申出書」を提出される皆様へ〈大切なお知らせ〉

1. 任意継続被保険者になるための要件

- 健康保険では、退職などにより被保険者資格を喪失した場合に、次の要件をすべて満たしていれば、個人で健康保険に加入する任意継続被保険者となることができます。
 - 資格喪失の日の前日まで継続して2ヶ月以上被保険者であること。
 - 資格喪失の日より20日以内に任意継続被保険者となることの申出をすること。

2. 任意継続の加入期間について

- 任意継続の加入期間は、**任意継続被保険者となってから2年間**となります。ただし、以下の理由に該当する場合は2年を経過する前に、任意継続の資格を喪失することとなります。
《資格を喪失する場合》
 - 毎月の保険料を納付期限までに納付しなかったときはその翌日
 - 被保険者の方が亡くなられたときはその翌日
 - 就職等により、健康保険等の被保険者等となったときはその日
 - 被保険者の方が後期高齢者医療制度(長寿医療制度)に加入されたときはその日(75歳の誕生日当日)
- ※「国民健康保険に加入する」や「ご家族の健康保険の扶養に入る」等の理由で資格を喪失することはありません。

3. 任意継続の保険料額について

- 任意継続の保険料額は、**退職時の標準報酬月額**によって決定されます。ただし、標準報酬月額が41万円を超える場合は、41万円の標準報酬月額(標準報酬月額の平均)により決定されます。
- 勤務していた時の健康保険料については、事業主と被保険者で折半していましたが、任意継続の保険料については、**全額任意継続被保険者の自己負担となります。**
- 任意継続の保険料については、下記の理由により変更となる場合があります。
《保険料額が変更する場合》
 - 任意継続加入中に40歳になり介護保険第2号被保険者に該当した場合(一般保険料+介護保険料)
 - 任意継続加入中に65歳になり介護保険第2号被保険者に該当しなくなった場合
 - 健康保険料率または介護保険料率が変更された場合
 - 標準報酬月額の平均額(現在41万円)が変更された場合
- 平成22年4月1日から国民健康保険におきまして、雇用保険の特定受給者等を対象にした軽減制度が開始されたことにより、任意継続被保険者よりも保険料が安くなる場合がありますので、該当する方は一度市区役所の方に確認してください。

4. 保険料の納付方法について

《保険料の納付方法については、以下のいずれかの方法により納付して下さい。》

I. 納付書にて毎月納付していただく方法

- 納付書に記載されている「納付期限」までに納付してください。
- 「納付期限」は原則として毎月10日となっておりますが、以下の理由により「納付期限」が10日にならない場合があります。必ず「納付期限」を確認してください。
《納付期限が10日にならない場合》
 - 当該月の10日が土日・祝日の場合(納付期限は翌営業日)
 - 初めて保険料を納付する場合(納付期限は保険者が指定した日)

- ※1 納付書が届かない場合または、紛失してしまった場合は、早急に当健康保険組合に連絡してください。
- ※2 納付期限までに保険料が納付されなかった場合は、任意継続の資格を喪失することとなります。なお、初回分の保険料が納付期限までに納付されなかった場合は、被保険者の資格が取り消しとなります。

Ⅱ. 前納にて6ヵ月分または、12ヵ月分納付していただく方法

- ① 6ヵ月前納を選択した場合
3月から8月に資格取得した場合は資格取得月の翌月分から9月分までの保険料、9月から翌年2月に資格取得した場合は資格取得月の翌月分から当該年度の3月分までの保険料を納付することができます。
- ② 12ヵ月前納を選択した場合
資格取得した際に、資格取得月の翌月から当該年度の3月分までの保険料を納付することができます。

※1 保険料を前納にて納付する場合は、保険料が割引されます。

※2 前納の納付期限は資格取得年月日の属する月の月末となっています。くわしくは、当健康保険組合までお訊ねください。

★ゆうちょ銀行については、納付書が使用できませんので、ゆうちょ銀行備え付けの用紙をご利用ください。

5. 氏名や住所を変更したとき

・氏名や住所を変更した場合は、すみやかに届け出ることが必要です。

(1)「健康保険 任意継続被保険者 氏名 住所 性別 生年月日 電話番号 変更(訂正)届」を提出してください。

【被扶養者になる場合の範囲、収入要件、および被扶養者を届出する際の添付書類】

		被扶養者の範囲	
		<ul style="list-style-type: none"> ■配偶者(内縁関係を含む) ■被保険者の父母、祖父母などの直系尊属 ■子、孫及び被保険者の弟妹 	<ul style="list-style-type: none"> ■被保険者の兄、姉、伯叔父母、甥姪などとその配偶者、被保険者の子の配偶者、孫の配偶者、弟妹の配偶者、配偶者の父母など、左記以外の三親等内の親族 ■内縁関係の配偶者の父母及び子
同居要件	なし		あり
収入要件	<ul style="list-style-type: none"> ■60歳未満の方 <ul style="list-style-type: none"> ・年収が130万円未満、かつ、被保険者の年収の1/2未満 ・別居の場合は、年収が130万円未満、かつ、被保険者からの仕送り額より少ない。 ■60歳以上または、障害者の方 <ul style="list-style-type: none"> ・年収が180万円未満、かつ、被保険者の年収の1/2未満 ・別居の場合は、年収が180万円未満、かつ、被保険者からの仕送り額より少ない。 <p>※年収は、過去における収入のことでなく、扶養の事実が発生した日以降の年間の見込み収入額のことをいいます。 ※年収には、雇用保険や年金、傷病手当金、出産手当金等についても含まれます。</p>		
被扶養者を届出する際の添付書類	<p>〈収入確認のための書類〉 基本的に、学生及び未就学児を除き、被扶養者の収入の有無にかかわらず、収入要件を満たすことを確認できる書類が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得証明書、非課税証明書 ・給与証明、源泉徴収票、直近の確定申告の写し ・退職証明書、離職票の写し又は雇用保険受給資格者証の写し ・年金の振込通知書、改定通知書の写しなど <p>※離職等により収入に変動があったときは、そのことが証明できる書類が必要です。</p> <p>※同居要件がないため住民票の添付は必要ありませんが、苗字が被保険者と異なる場合は続柄の確認できる住民票、戸籍などが必要です。</p>		
		<p>〈同居確認のための書類〉 続柄の確認できる住民票が必要となります。</p>	<p>〈収入確認のための書類〉 左記と同様です。</p>